

お客様各位

9月も半ばを過ぎ、やっと朝晩が涼しくなり本格的な秋が近づいていると感じられる季節になりました。

先日、2020年のオリンピックの開催地が東京に決定しました。今の日本の状況を打破したいと、考えている人達にとってちょっぴりうれしいニュースでした。

景気回復の起爆剤ともなり得る東京オリンピック。開催には賛否両論あるようです。

オリンピックには多額の資金が必要で、それが実際どのくらいの額になるのか、また多額の資金を投じて作られた施設の有効利用はあるのかという開催後の事など、課題があるのは確かですが、決定した以上何としても成功させたいですね。

ここで東京決定に至った要因を見ると、まず日本の安全と治安の良さが挙げられます。その他に注目したい点がプレゼンテーションとロビー活動です。この点は、海外メディアでも取り上げられ、他の候補地より優れていたと高い評価を受けています

事前予想ではスペインのマドリードが優勢、次に日本、トルコのイスタンブールの順だったそうです。それがふたを開けてみると、最初にマドリードが落選し、イスタンブールとの決戦で日本に決定しました。事前予想でトップであったマドリードの落選した要因はいくつか挙げられるのですが、様々なところでいわれる、「事前準備」が勝敗を分ける結果となったようです。

仕事の成否の8割は「事前準備」で決まると言われております。軽く考えたり、おろそかにしやすい「準備」ですが常日頃から準備に対する考えをしっかりと根付かせていきたいものですね。

須黒会計インフォメーション

平成25年10月号

I N D E X

1. 【税務情報】 **総額表示義務に関する特例**
2. 【会計税務】 **重い教育費用の負担感 状況に応じた2つの贈与**
3. 【税務相談室】 **老人ホーム入所により空き家となった居宅敷地の評価**
4. 【ヒント・ヒント】 **会話の力**
5. 【お役立ち情報】 **経営体力診断のご提案**

1. 【税務情報】 **総額表示義務に関する特例**

「消費税の円滑適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」が平成25年10月1日から施行されます。

今後予想される二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の張り替え等の事務負担に配慮する観点から、税込価格表示しなくても良い事を認めております。ただし、消費者に誤解を与えないよう税抜表示の場合には税抜価格である旨を明らかにする必要があります。

平成25年10月1日から平成29年3月31日までの時限立法です。

下記に国税庁ホームページより事例を添付致しましたのでご参考下さい。

財務省ホームページより引用

第3 税抜価格のみを表示する場合の誤認防止措置

1. 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

値札、チラシ、看板、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を税抜価格のみで表示する場合、例えば次のような表示が誤認防止措置に該当する。

- (1) 円(税抜き)
- (2) 円(税抜価格)
- (3) 円(税別)
- (4) 円(税別価格)
- (5) 円(本体)
- (6) 円(本体価格)

- (7) 円 + 税
- (8) 円 + 消費税

2. 店内における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等において税抜価格を明示することが困難である場合、例えば次のような表示も誤認防止措置に該当する。

なお、店内等の一部の商品等について税抜価格のみの表示を行う場合には、第2の2の考え方により、どの商品等の価格が税抜価格のみの表示となっているのかを明らかにする必要がある。

(1) 店内における表示の例

個々の値札等においては「 円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜表示となっています。」といった掲示を行う。

(2) チラシ、商品カタログ、インターネットのウェブページ等における表示の例

チラシ、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、個別の商品価格の部分には「 円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に、「本チラシ(本カタログ、本ウェブページ等)の価格は全て税抜表示となっています。」といった表示を行う。

第4 旧税率に基づく税込価格等で価格表示されている場合の誤認防止措置

消費税法第63条に規定する総額表示義務は、その時点で適用される税率に基づく税込価格を表示することを求めるものであるが、消費税率引上げの前後においては、値札の貼替えが間に合わない等の事情により、新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合や、前もって値札の貼替えが行われることにより、新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示が行われる場合も生じ得るところであり、これらの場合も本特例の対象となり得る。

このような場合における誤認防止措置としては、例えば以下のような表示が該当する。

なお、店内等の一部の商品等についてのみ旧税率又は新税率の表示を行う場合には、第2の2の考え方により、どの商品等の価格が旧税率又は新税率の表示となっているのかを明らかにする必要がある。

- 1 新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合
個々の値札等においては「 円」と旧税率に基づく税込価格を表示し、別途、

店内の消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に、「旧税率（５％）に基づく税込価格を表示している商品については、レジにてあらためて新税率（８％）に基づき精算させていただきます。」といった掲示を行う。

2 新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示が行われる場合

個々の値札等においては「 円」と新税率に基づく税込価格を表示し、別途、当該商品の置かれている棚等の消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に、「既に新税率（８％）に基づく税込価格を表示している商品については、3月31日まではレジにて５％の税率により精算させていただきます。」といった掲示を行う。

2. 【会計税務】重い教育費用の負担感 状況に応じた2つの贈与

文部科学省が行った「平成22年度子どもの学習費調査」の結果によると、幼稚園3歳から高等学校第3学年までの15年間の「学習費の総額」は、すべて公立に通った場合には約504万円となり、すべて私立に通った場合には、実に3.4倍の約1702万円となっています。また、母親に対して民間の教育総合研究所が行った実態調査によると「教育にお金がかかり過ぎると思うか」という問いかけには、回答者の3分の2が同意しています。さらに、「不況で教育費を減らした」という回答も実に4分の1を超えており、教育費用に対する負担感は重い傾向にあるのが現状です。そこで、創設された教育資金の一括贈与非課税制度（措法規定）と従前から存在する教育費贈与の非課税規定（本法）の違いと活用方法について考えてみます。

・教育資金の一括贈与非課税制度（措法70の2の2）

（贈与者）：直系尊属。

（受贈者）：その直系卑属であることが必要であり、さらに教育資金管理契約締結の日において、30歳未満の者であることの受贈者に関する年齢制限があります。

（贈与の実行方法）：まとめて（一括して）贈与して、その後に教育資金の支払いに直接充当します。

・教育費の非課税規定（相法21の3[1]2）

（贈与者と受贈者）：扶養義務者相互間の贈与となり、具体的には[1]配偶者、直系血族、

兄弟姉妹、[2]他の3親等内の親族(生計を一にしている者・家庭裁判所の審判を受けた者)となります。

(贈与の実行方法): その都度贈与し、直接教育費の支払いに充当します。使い切ることが前提となります。

従って、この制度や規定の違いを良く理解して、状況に応じてこれらの制度を最大限フル活用することが有効な対策になると思われます。

3. 【税務相談室】老人ホーム入所により空き家となった居宅敷地の評価

Q 今年の4月に郷里のS市に住む母が92歳で老人ホームで死亡いたしました。相続人は私のみで、私はこちらT市で自宅を所有し勤務している身ですが、独りで生活している母が心配で時々お見舞いがてらに帰郷していました。今日は、相続税申告のご指導を賜りたくお訪ねいたしました。

A それはご愁傷様です。老人ホームでお亡くなりになったと伺いましたがご自宅はあったのですね。

Q 母は3年前に死亡した父から相続した居宅で自活していたのですが、流石に加齢と共に足腰も弱くなり、居宅と比較的近いところにある介護付き老人ホームの施設に入居いたしました。

本来は相続人の私がT市の自宅に引き取るのがよいのではと話合いましたが、母は今更長年住んだ地を離れて都会には行きたくないと。本人の希望どおり住み慣れた地で施設もしっかりしているし、その方が安心ですのでその施設に入居することに賛成いたしました。

A 有料老人ホームと申しますと入居の際に一時金を払い終身利用権を確保されたわけですね。

Q 確か2百万円を入居契約時に払い5年償却という内容です。相続財産は現金預金、若干の有価証券及び僅かですが入居一時金の還付がありました。

A 了解いたしました。相続財産の詳細は後ほどお伺いいたします。ところで、今日お伺いした中でポイントは生前にお母様が居住されていた居住用宅地の評価ですね。介護付き終身利用権について今年税法の手直し改正がありました。基本的には貴方の場合はT市にご自宅を所有していますから、今回の相続税の計算上は小規模宅地の評価減は残念ながら適用を受けることができません。

4.【ヒント・ヒント】 **会話の力**

会話力はビジネスにとって大切なものです。例えば、会話がとぎれた、話す材料がなくなったときの対応は、自分の頭のなかを探すよりも目に見えるものからヒントを得ましょう。一押しは、相手の持ち物です。ファッションや装飾品はもとより、カバンから見えるパンフレット、手に貼った絆創膏、携帯電話、何でも話題になります。「おっ、旅行のパンフレットですね」「その手はどうしたのですか?」「携帯電話は××社ですか」。また、外の風景でも「夕暮れになるのが早くなりましたね」「空模様が怪しいですね」といった具合に、少し目を凝らせばたくさんあります。

野口敏「会話がとぎれない!話し方 66 のルール」(すばる舎)

5.【お役立ち情報】 **経営体力診断のご提案**

以下のご提案内容のうち、一つを無料にてご提案いたします!

<ご提案内容>

1. 経営体力診断

企業を人間の身体に見立てて、御社の過去の実績から分析・測定し、「経営体力」の総合評価をみるとともに、現在の重点課題を明らかにします。

2. マネージメント・パワー(社長ご自身の経営行動診断)

社長様へのアンケート回答にもとづき、ご自身の経営姿勢(思考と行動)の現状診断を行います。

このメールマガジンは、須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトを通して、お客様からのご紹介によりお届けさせていただいております。

万一送信を希望されない場合、末尾のメールアドレス宛てに送信中止の手続きをお願いいたします。

このメールに他のウェブサイトへのリンクが含まれている場合にも、須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトはリンク先のページについて一切責任を負いかねます。

////////////////////////////////////

須黒税務会計事務所

株式会社リードコンサルト

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-14-16

銀座アピタシオン 701・1004

TEL : 03-3542-9755 FAX : 03-3546-1788

E-MAIL : info@suguro-tax.jp

URL : <http://www.suguro-tax.jp>

URL : <http://www.suguro-lead.com>

////////////////////////////////////